①

浜松こども館・
浜松市立青少年の家

指定管理者募集要項

令和５年６月
浜松市こども家庭部
次世代育成課

浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者募集要項　目次

１	次期指定管理者に求める要件	・・・・１
２	浜松こども館、浜松市立青少年の家の概要	・・・・１
３	指定管理者が行う業務の範囲	・・・・３
４	指定管理期間	・・・・４
５	指定管理料	・・・・４
６	利用料金の規定	・・・・４
７	事業所税の有無	・・・・５
８	利用料金減免の手続	・・・・５
９	指定管理料の上限額	・・・・５
10	職員の要件	・・・・５
11	応募資格	・・・・６
12	提出書類	・・・・７
13	指定管理者の募集及び選定方法	・・・・８
14	指定管理者の公募に関するスケジュール	・・・・８
15	募集要項の配付	・・・・９
16	募集要項に関する照会、質問事項の受付	・・・・９
17	応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて	・・・・10
18	提案書類の提出	・・・・10
19	費用の負担	・・・・10
20	障がい者の雇用促進・就労支援について	・・・・10
21	選定基準	・・・・11
22	実績の反映について	・・・・11
23	選考結果のおしらせ	・・・・12
24	選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について	・・・・12
25	指定管理者の指定について	・・・・13
26	その他	・・・・13

【資料】

・資料１　選定基準　・・・・15
・資料２　リスク分担表　・・・・17

【別紙関係】

◆仕様書

②－１　浜松こども館指定管理者業務仕様書

③－２　浜松市立青少年の家指定管理者業務仕様書

◆申請様式

③　浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者申請様式集

◆条例・規則・要綱関係

④　浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者申請規定集

～　このページは白紙です　～

１　次期指定管理者に求める要件

浜松市こども家庭部（次世代育成課）が所管する「浜松こども館」及び「浜松市立青少年の家」は、浜松こども館が街なかに立地し屋内型で乳幼児期の未就学児が主な対象となっていることに対し、浜松市立青少年の家は市街地近郊に立地し屋外型で主に小学生から青年までを対象としています。

この２施設を一体管理することで、幼児期から青年期までの幅広い層の事業展開や施設利用が可能になり、施設相互の利用対象世代が拡大されるため、世代を超えた交流が後々の施設利用にも繋がることが期待されます。

これらを踏まえ、２施設の特性を最大限活用しつつ、児童健全育成・子育て支援・次世代の育成に寄与する効果的で一体的な事業提案を募集します。

２　浜松こども館、浜松市立青少年の家の概要

ア　浜松こども館

（１）名称　　浜松こども館（以下、「こども館」という。）

（２）所在地　浜松市中区鍛冶町 100 番地の 1　ザザシティ浜松中央館 6、7 階

（３）施設概要等

・竣工時期　　平成 13 年 11 月　　構造等　鉄筋コンクリート造 15 階建のうち 6、7 階部分

・専有面積　　3,043.41 ㎡（6 階：2,338.10 ㎡　7 階：705.31 ㎡）

・施設内容　　6 階　事務室・ホール・サウンドプレイルーム・乳幼児広場等

7 階　おやつ工房・ワークショップ・託児室・会議室・屋上庭園等

・平面図　　別紙②－１「浜松こども館指定管理者業務仕様書」（以下。「こども館仕様書」という。）「資料１浜松こども館平面図」を参照ください。

（４）施設の設置目的

児童に健全な遊びと創造的な体験及び交流の場を提供し、もって次代を担う児童の健全育成と子育て支援を図ることを目的とする。

また、市民ボランティアの人材を活用した市民参加型施設として、中心市街地活性化を担うことを目的とする。

（５）開館時間　　平日　　午前 10 時～午後 5 時

土･日･祝日　　午前 10 時～午後 6 時

（６）休館日　　年末年始（12 月 29 日～1 月 1 日）

（７）年間利用者数　　約 200,000 人

主な利用者　　子ども（乳幼児、小学生）とその保護者

（８）法令等の規定　地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下、「条例」という。）、及び同条例施行規則、浜松こども館条例（以下、「こども館条

例」という。）及び同条例施行規則（以下、「こども館規則」という。）、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下、「指針」という。）。

（９）現在の指定管理者

遠鉄アシスト株式会社（指定管理期間：平成 31 年度～令和 5 年度）

※詳細は別紙②－１こども館仕様書を参照ください。

イ　浜松市立青少年の家

（１）名称　　浜松市立青少年の家（以下、「青少年の家」という。）

（２）所在地　静岡県浜松市中区住吉四丁目 23 番１号

（３）施設概要等

・改築時期　平成22年２月完成　鉄骨２階建

・管理施設　総面積　10,333 ㎡

①屋内施設　　建物敷地　2,573 ㎡

・鉄骨造２階建　延床面積 1,350 ㎡　（本館 1,223 ㎡　ピロティ 127 ㎡）

ホール(150 人)、第１研修室（50 人）、第２研修室（30 人）、第３研修室（和室 30 人）、小会議室（16 人）、食堂（70 人）、和室（６人）７室、講師室（４人）２室、厨房、浴室（２箇所）、おはなしのへや、授乳室、ピロティ（野外活動支援施設[倉庫・洗い場]）、事務室等

※宿泊最大利用 70 人

②屋外設備　青少年の家の森　6,188 ㎡　赤松林及び照葉樹林の高木帯

・キャンプサイト７ヶ所　テント 14 張（約 60 人収容）

・野外炊飯施設　かまど 10 ヶ所　倉庫４棟、野外トイレ

③その他　　駐車場等　1,572 ㎡

・西駐車場　　40 台（最大 70 台）

・本館前駐車場　２台（障がい者等用）

・古墳横駐車場　10 台

・駐輪場

※別紙②－２「浜松市立青少年の家指定管理者業務仕様書」（以下、「青少年の家仕様書」という。）【資料１】「青少年の家平面図」を参照ください。

（４）施設の設置目的

創造的な体験や交流活動の場を提供し、もって次代の社会を担う青少年の健全な育成を図るため、自然体験活動、社会体験活動、スポーツ活動、文化活動、青少年リーダー及び青少年指導者の養成、青少年の自発的な活動の啓発・相談及び支援等、環境教育等を行うことを目的とする。

また、市街地近郊という交通利便性の良い立地条件を活かし、研修室等の貸出しを行うことを目的とする。

（５）開館時間　　午前９時～午後９時 30 分

※宿泊（午後２時～翌日午前９時）の場合を除く

（６）休館日

・月曜日（３月 15 日から４月５日まで及び７月 20 日から８月 31 日までの間を除くものとし、休日に当たるときはその翌日）

・年末年始（12 月 29 日～１月３日）

※指定管理者は、必要があると認めるときは市長の承認を得て、開館日、開館時間及び休館日を変更することができます。

（７）年間利用者数　約 45,000 人

主な利用団体

・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学等

・浜松市子ども会連合会及び各単位子ども会

・浜松市ボーイスカウト協議会及び各団

・浜松市ガールスカウト協議会及び各団

・社会人サークル等

・子育てサークル等

・その他一般市民団体

（８）法令等の規定

地方自治法、条例及び同条例施行規則、浜松市立青少年の家条例（以下、「青少年の家条例」という。）及び同条例施行規則（以下、「青少年の家規則」という。）、指針。

（９）現在の指定管理者

遠鉄アシスト株式会社（指定管理期間：平成 31 年度～令和 5 年度）

３　指定管理者が行う業務の範囲

ア　こども館

①こども館条例第３条各号に掲げる事業に関する業務

②管理施設の利用料金の徴収に関する業務

③管理施設等の維持管理に関する業務

④その他市長が必要と認める業務

※自動販売機の設置による施設利用者へのサービス業務は上記④に含むものとします。

※詳細は、こども館仕様書によりご確認ください

イ　青少年の家

①青少年の家条例第３条各号に掲げる事業に関する業務

②青少年の家の利用の許可に関する業務

③青少年の家の利用料金の徴収に関する業務

④青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※浜松市文化・スポーツ施設予約システム「まつぼっくり」による施設間の受付業務及び自動販売機の設置による施設利用者へのサービス業務は上記⑤に含むものとします。

※詳細は、青少年の家仕様書によりご確認ください。

◆浜松市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市との協議が必要です。

◆自主事業に関する協議は、別紙③「浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者申請様式集」（以下、「様式集」という。）第２－１号様式「浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者申請に関する質問書」に記載してください。

４　指定管理期間

令和６年４月１日から令和11年３月31日まで（５年間）

５　指定管理料

（１）会計年度（４月１日から翌年３月 31 日）毎に支払い

指定管理料は業務完了後、請求を受けてから 30 日以内に支払う「後払い」となります。

（２）２施設では利用料金制度を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金等見込み額の差額を指定管理料として支払います。

（３）指定管理料の具体的な額や支払い方法（毎月、四半期毎など）等は、浜松市と指定管理者が協議の上、協定で定めます。

（４）昨年度の電気料等の著しい価格上昇など、将来的な価格変動の見通しが困難であるため、施設の管理に要する費用のうち、電気料等は精算を行うこととします。精算の方法は、基本協定書（案）「電気料等の精算に係る特記事項（令和５年度選定施設に係る特例措置）」をご確認ください。

６　利用料金の規定

利用料金の額は、別紙④「浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者申請規定集」（以下、「規定集」という。）「Ⅱ-1 浜松こども館条例第 12 条第３項」及び「Ⅲ-1 浜松市立青少年の家条例第９条第２項」の規定にそれぞれ基づき、指定管理者が市の承認を受けて設定するものとします。

※利用料金の詳細は、別紙④規定集「Ⅱ－１ 浜松こども館条例」及び「Ⅲ-1 浜松市立青少年の家条例」をそれぞれ参照ください。

７　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

８　利用料金減免の手続

減免の対象は、別紙④規定集「Ⅱ－２ 浜松こども館規則第９条 」及び「Ⅲ－２ 浜松市立青少年の家規則第７条 」にそれぞれ定めるとおりです。減免の手続きについては、市と協議の上、別途要綱を定めていただく必要があります。

９　指定管理料の上限額

※管理に関する市の負担額の上限額となりますので、年度毎の金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。

（１）令和６年度　151,152,000 円
（内訳：浜松こども館 105,600,000 円　、浜松市立青少年の家 45,552,000 円）
（２）令和７年度　145,372,000 円
（内訳：浜松こども館 99,820,000 円　、浜松市立青少年の家 45,552,000 円）
（３）令和８年度　145,372,000 円
（内訳：浜松こども館 99,820,000 円　、浜松市立青少年の家 45,552,000 円）
（４）令和９年度　145,372,000 円
（内訳：浜松こども館 99,820,000 円　、浜松市立青少年の家 45,552,000 円）
（５）令和 10 年度 145,372,000 円
（内訳：浜松こども館 99,820,000 円　、浜松市立青少年の家 45,552,000 円）
合計 732,640,000 円
（内訳：浜松こども館 504,880,000 円　、浜松市立青少年の家 227,760,000 円）

※上記は消費税１０％を含んだ金額です。協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。
※なお、浜松こども館の管理業務は、第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税となります。

10　職員の要件

次の条件を満たした職員を配置し、効果的かつ円滑な運営を行ってください。
（１）施設責任者等
こども館には、別紙②－１こども館仕様書「３　管理の基準に関する事項　（５）人員配置の基準ア」に定める要件を満たす者を、青少年の家には、別紙②－２青少年の家

仕様書「３　管理の基準に関する事項　（６）職員配置の基準①」に定める要件を満たす者をそれぞれ責任者として配置し、さらに２施設の連携を図る上で一体的に管理する統括責任者をその上位に配置してください。

（２）職員

こども館には、別紙②－１こども館仕様書「３　管理の基準に関する事項　（５）人員配置の基準イ・ウ」に定める要件を満たす職員を、青少年の家には、別紙②－２青少年の家仕様書「３　管理の基準に関する事項　（６）職員配置の基準②」に定める要件を満たす職員を、それぞれ配置してください。

（３）防火管理者

こども館には、別紙②－１こども館仕様書「３　管理の基準に関する事項　（５）人員配置の基準エ」に定める要件を満たす職員を、青少年の家には、別紙②－２青少年の家仕様書「３　管理の基準に関する事項　（６）職員配置の基準③」に定める要件を満たす職員を、それぞれ配置してください。

11　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと

（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと

（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。

（７）指針第 10 条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。

（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）

でないこと。

（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。

(10) 過去３年間に条例第 13 条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。

(11) 共同事業体による応募について

共同事業体による応募は可とする。

(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。

(13) ２施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体

(14) ２施設の管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体

12　提出書類

提出部数は９部（正本１部　副本８部）

（１）指定申請書　別紙③様式集（第３号様式）

（２）宣誓書及び同意書　別紙③様式集（第４－１号様式）

（３）役員等名簿　別紙③様式集（第４－２号様式）

（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明書は３ヶ月以内の日付けであること）

（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの

（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」（証明書は３ヶ月以内の日付けであること）

②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）

（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類

①委任状　別紙③様式集（第４－３号様式）

②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

(10) 浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者事業計画書　別紙③様式集（第５号様式）（全期間分）

(11) 事業提案書（当日プレゼンテーション資料）

(12) 提案資料の取扱いに関する回答書　別紙③様式集（第４－４号様式）

※詳細は 24（４）参照

(13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

※共同企業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出

13　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、選定会議における最も評価点数が高い団体を優先交渉権者とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（２）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「こども家庭部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「こども家庭部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（３）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知します。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

14　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和５年６月28日（水）～８月14日（月）募集要項のホームページ掲載及び配布
６月28日（水）～７月７日（金）応募者説明会参加申込み期間
６月28日（水）～７月14日（金）募集要項に関する照会、質問事項の受付
７月10日（月）　応募者説明会、参考資料の閲覧、施設見学会
７月24日（月）　質問事項に対する回答
６月28日（水）～８月14日（月）提出書類の申請受け付け
８月中旬　～８月下旬　選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間
※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに送付します。
質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。
９月７日（木）　ヒアリング・プレゼンテーションの開催

		候補者選定のための選定会議
９月中旬		優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
９月下旬		仮基本協定書の締結
12月下旬		指定管理者の指定（11月市議会議決による）
令和６年１月上旬	～　３月下旬	基本協定書締結
３月中旬	～　３月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

15　募集要項の配付

募集要項は、令和５年６月28日（水）から８月14日（月）まで配付します。

・配布場所：浜松市次世代育成課

〒430－8652 浜松市中区元城町103番地の２

電話：053 - 457 - 2795

・配布時間：午前９時～午後５時15分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ→産業ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度について

16　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：６月28日（水）～７月14日（金）までとします。（受付時間 午前９時～午後５時15分）

・受付方法：別紙④申請様式集　第２号様式「浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者申請に関する質問書」に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和５年７月24日（月）予定）

※質問は、電子メールで提出してください。電話でのご質問は受け付けません。

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市こども家庭部次世代育成課　管理・育成グループ　担当者：鈴木智・鈴木暖人

〒430－8652　浜松市中区元城町103番地の２

メールアドレス：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

件名を「こども館・青少年の家　指定管理に関する質問○月○日」としてください。

17　応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

・日　　時　令和５年７月10日（月）　午後１時30分　～　午後５時（予定）

・場　　所　・こども館　　５階　ギャラリー２（説明会・施設視察）

・青少年の家　（施設視察）

※午後１時30分より「こども館」にて説明会後、「青少年の家」へ移動します。

・持　ち　物　募集要項と「こども館仕様書」、「青少年の家仕様書」を各自持参願います。

・参　加　者　会場の都合上、各団体２名以内とさせていただきます。

・参加の申込　令和５年７月７日（金）までに、電子メールによりご連絡ください。

電子メールアドレス　katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

件名･･･「こども館・青少年の家応募者説明会への参加について」

記載事項･･･団体名、参加人数、参加者氏名、団体所在地、代表者名、電話番号、FAX番号

※　説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

・日時　　令和５年９月７日（木）　午後２時　～　午後５時（予定）

・場所　　浜松市役所　本館５階　51会議室

・時間配分　応募者の説明　20分以内　委員からの質問　10分程度

18　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、６月28日（水）～８月14日（月）（受付時間　午前９時～午後５時15分）までに浜松市こども家庭部次世代育成課に提出してください（必着。郵送可）

※正本１部　（募集要項12　提出書類のとおり）

※副本８部　（募集要項12　提出書類のとおり）

※Ａ４ファイルに綴り、ファイルの表紙及び側面に「浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者申請書」、団体名、正本（副本）を明記してください。

※提出期間後の申請、応募書類の変更、追加はできません。

19　費用の負担

提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

20　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

21　選定基準

「資料１　選定基準」のとおり

22　実績の反映について

現指定管理者から応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象としません。

（１）事後評価の反映について

毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率*」を選定時の評価点に乗じ、得られた点数*を加減点するものとします。*小数点第2位以下切り捨て

指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

事後評価 総合評価得点	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

＜例＞

【加減点例】指定管理期間5年のケース

区分	指定管理期間						
	1年目	2年目	3年目	4年目	A	A/4	
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	※小数点第2位以下切り捨て
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%	

選定時評価点75.4点　×　1.2%　＝　0.9点を加点　※小数点第2位以下切り捨て

（３）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（４年目の事後評価までの累計点を減点）します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合（指導書の交付は対象外とする）
・その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反

・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業計画書、事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
・事業計画書、事業報告書の提出期限超過

23　選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和５年９月中旬頃に文書にてお知らせします。

24　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

＜提出物＞

・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙③様式集（４－４号様式)」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、12　提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

25　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和５年11月議会予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

26　その他

（１）関係法令の遵守

業務を遂行する上で、こども館条例、青少年の家条例、地方自治法、労働関係法令、浜松市個人情報保護条例等の関係法令を遵守することとします。

なお、関係法令に改正があった場合には、その内容に従うものとします。

※労働関係法令遵守について、浜松市が書面や立入りによる調査を行うことがあります。

（２）調査及び監査等

浜松市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。

また、浜松市は地方自治法第199条第7項の規定による監査を行うことができます。

（３）指定の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

①指定管理者が本業務に関する協定に違反したとき。

②地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき。

③前２号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

（４）備品等の取扱い

①備品の管理に当たっては、市の基準に準じて指定管理者は備品台帳を作成し、管理を行うこと。

②指定管理料で備品等を購入した場合、備品等は市に属するものとし、指定管理者が任意で購入した備品等については、指定管理者に属するものとする。ただし、指定管理者が指定管理料以外で購入した備品等については、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐこととします。

（５）原状回復義務

指定管理者は、指定を受けた期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設を速やかに原状に回復しなければなりません。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りではありません。

（６）損害賠償

指定管理者は、その管理する公の施設を損壊し、又は滅失したときは、その損害について市長等が定める額を賠償しなければなりません。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りではありません。

（７）接触行為の禁止

選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件提案に関して個別接触が発覚した場合は、失格となることがあります。

（８）ネーミングライツ

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性があります。

問い合わせ先

浜松市こども家庭部　次世代育成課　管理・育成グループ　担当　鈴木智・鈴木暖人
〒430-865　浜松市中区元城町103-2
TEL／053-457-2795　　FAX／053-457-2039
E-mail: katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【資料１】選定基準

評価項目		配点	得点
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	5	
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	
	小　計	10	
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.5 点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	15	
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	5	
	(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	5	
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	5	
	(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	12	
	(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	5	
	(7) 施設の平等利用（平等性）	3	
	小　計	50	
3	指定管理者に関する項目（合格点 8.3 点以上）		
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	
	小　計	15	
4	活動拠点に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	4	
	(2) 各種認定等の有無	1	
	小　計	5	
5	指定管理料に関する項目（１）（合格点 5.5 点以上）		
	収支計画の妥当性	10	
	小　計	10	
6	指定管理料に関する項目（２）		
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	
	小　計	10	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合　計		100	

〈選定条件〉

１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。

２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

3　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市)、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

4　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

5　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「22 実績の反映について」のとおりとする。

【資料２】リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市 （甲）	指定管理者 （乙）
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少又は経費の増加		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	乙の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	乙の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	乙の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件６０万円以上のもの	○	
	乙の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件６０万円未満のもの		○
	乙の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等による事業の中断等	協議事項	
許認可等	甲が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	乙が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	乙の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合 ※関係機関の原因究明により過失割合等を勘案して協議する。	協議事項	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注　この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。